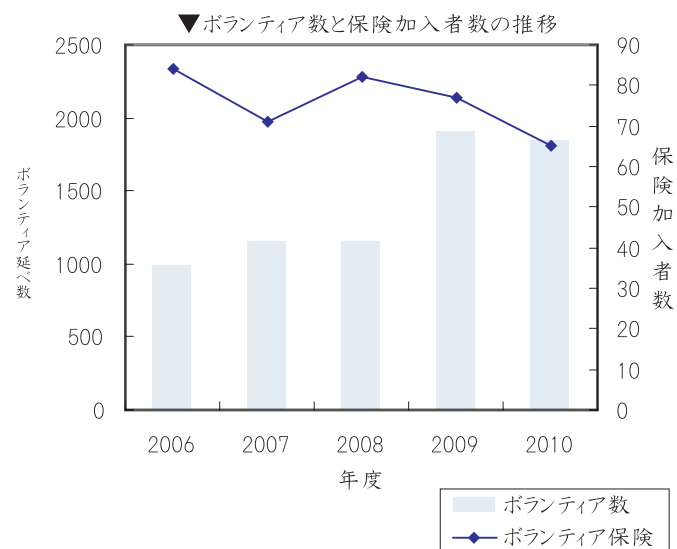




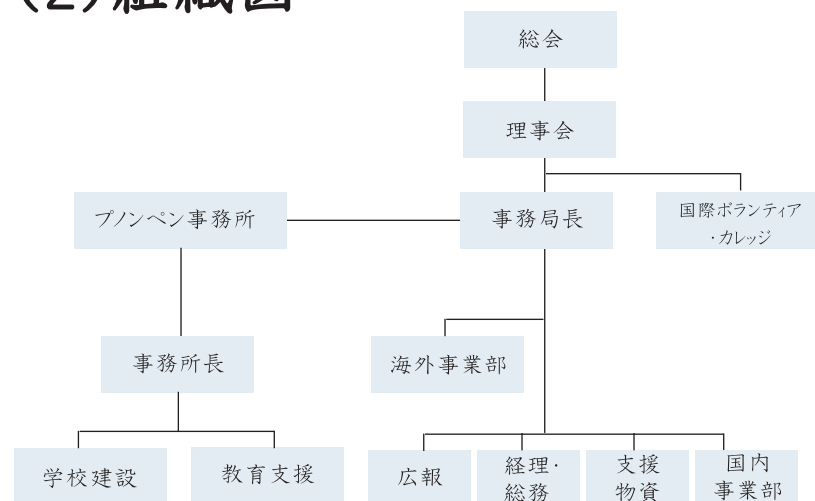
組織概要

(1) ボランティア受け入れ

2010年度は延べ1,839人が活動に参加しました。事務局では、土日を利用した楽器清掃、夏休みの中高校生ボランティアなど、国際協力に興味のあるボランティアの受け入れを積極的に進めています。また、活動時の事故等の補償に備えてボランティア保険に加入しています。



(2) 組織図



(3) 運営体制

①役員

役職名	氏名
代表理事	笹平(小山内)美江子
副代表理事	今川純子
理事	今川幸雄
理事	二木日出丸
理事	佐伯蘭子
理事	山岡修一
理事	佐谷隆一
理事	松本伸夫
理事	脇田知子
理事	吉岡健治
理事	岩本宗孝
監事	青野達司
監事	中本順夫

②事務局

▼東京事務所

区分	年度内 在籍数	2011年 3月末	2011年 4月～
常勤理事	4名	3名	3名
職員	6名	6名	5名
職員(契約)	2名	2名	1名
定期ボランティア	3名	2名	2名

▼ブノンベン事務所

区分	年度内 在籍数	2011年 3月末	2011年 4月～
職員	日本人	3名	3名
	日本人 (契約)	1名	1名
	ローカル	8名	8名
契約社員(ローカル)	2名	2名	2名
ボランティア (青年海外協力隊員)	1名	1名	1名

※ボランティア1名は、JICAから派遣された青年海外協力隊員

アカウンタビリティ・セルフチェック(ASC)2008を実施しました

2010年2月24日、当会は国際協力NGOセンター(JANIC)が普及の中心となるASC2008に、JANIC正会員88団体の中で16番目にチャレンジしました。必須項目は40項目のうち37、強化項目は11のうち5項目クリアしました。2011年度以降も、クリアできなかった項目を中心に組織強化を図っていきます。



このマークはJANICの「アカウンタビリティ・セルフチェック 2008」マークです。JANICのアカウンタビリティ基準の4分野(組織運営・事業実施・会計・情報公開)についてJHPが適切に自己審査したことを示しています。

税制改正によりJHPへの2,000円を超えるご寄付が対象に!

JHP・学校をつくる会は「認定NPO法人」です。皆様からのご寄付は、税制上、寄付金控除の対象となります。

●個人によるご寄付の場合
所得金額の40%を超えない範囲の寄付金に対して、その金額から2,000円を引いた額を、寄付金控除として所得金額から差し引くことができます。

●相続財産からご寄付いただく場合
相続税の申告期限内に当会にご寄付くださった場合、一部の場を除き、その寄付金額には相続税が課税されません。

●法人によるご寄付の場合
一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠に、認定NPO法人等に対する損金算入限度額が設けられており、一般寄附金分も合わせて損金算入でき、この分には法人税が課税されません。

特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会(認定NPO法人)
〒108-0014 東京都港区芝5-26-16 読売理工学院ビル6階
TEL: 03-6435-0812 FAX: 03-6435-0813 HP: <http://www.jhp.or.jp/>